

令和 元年 9月13日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉養育費相談会」

2 開催日時

令和元年9月7日（土） 10：00～16：00

3 開催趣旨

現在、わが国における「子どもの貧困率」は13.9%、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%にも上っています（平成28年度国民生活基礎調査）。

実に、子どもの7人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は42.9%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は24.3%という大変低い数値となっており（平成28年度全国ひとり親世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めでできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。また、本年5月の民事執行法の改正により、今後、未払養育費の強制執行による回収可能性が高まることが期待されています。司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

このような趣旨により、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、「全国一斉養育費相談会」（無料電話相談）を実施しました。

今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

4 相談件数

(長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会において対応した相談件数及び内訳)

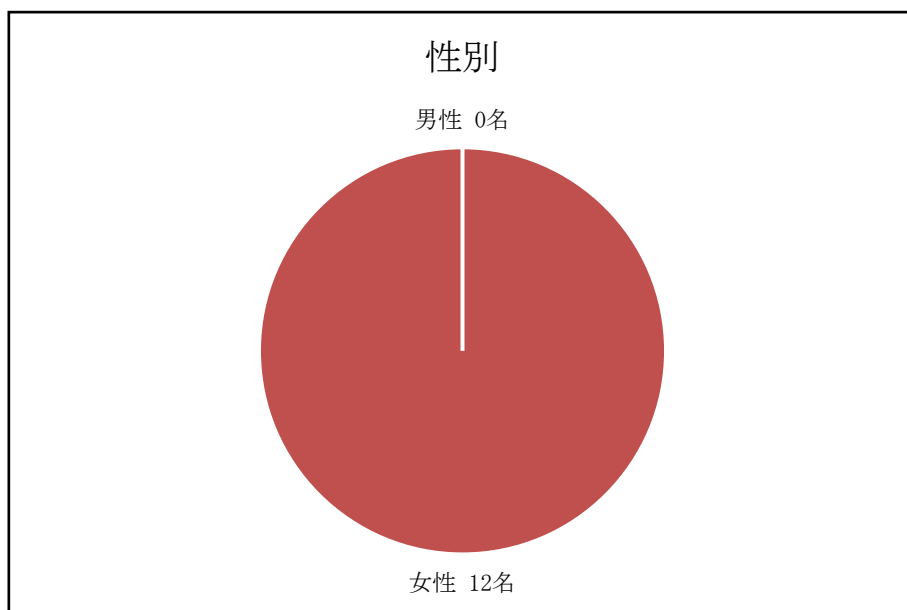
合計 12件

※12件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も少数含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

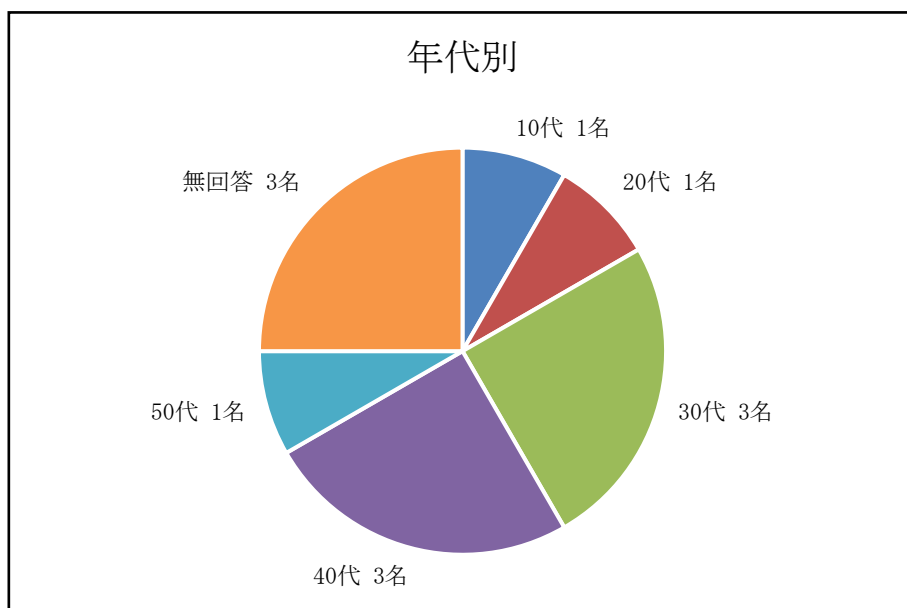
(1) 性別

男性 0名 女性 12名



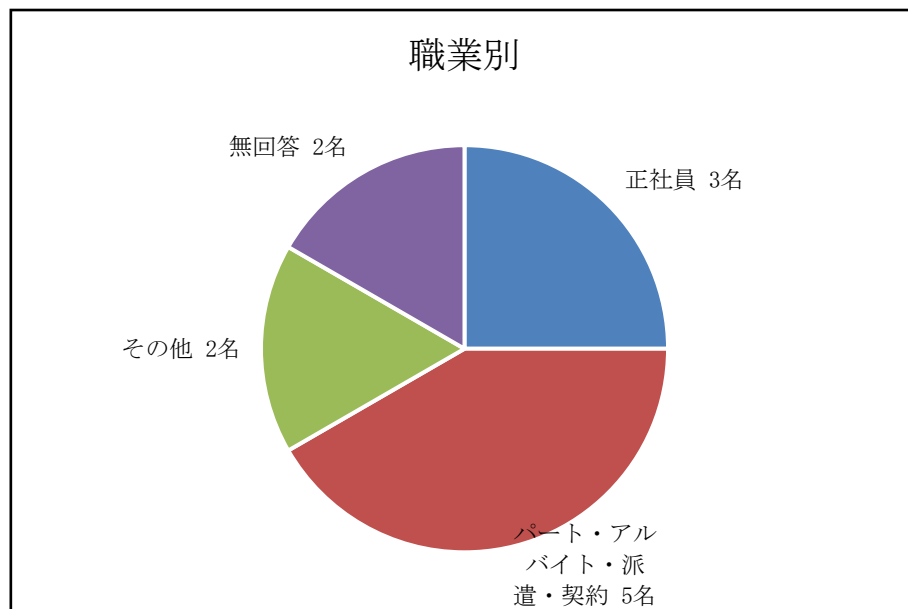
(2) 年齢

10代 1名 20代 1名 30代 3名
40代 3名 50代 1名 無回答 3名



(3) 職業

正社員 3名 パート・アルバイト・派遣社員・契約社員 5名
その他 2名 無回答 2名



5 主な相談内容

(長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会において対応した相談内容)

- 取決めのとおりに養育費が支払われない。
- 強制執行をするにはどうしたらいいか。
- 子の進学等の事情により養育費の増額を求めたい。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する電話相談はこれで7回目になりますが、開催すれば毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が多く寄せられました。

今回は、公正証書や調停によって養育費の取決めをした当事者から、不払いによる強制執行手続に関する相談が多く寄せられました。養育費は自分の愛すべき子どもの養育のための費用であるはずなのにこのような相談が多いという現実直面し、当事者が長期にわたって自主的に支払を継続できるような取決めの重要性を感じました。

他方、取決めのないまま離婚してしまった方からの相談はありませんでした。しかし、上述3のとおり現実にはそのような方も多数いらっしゃるはずです。養育費は子どものためのものですので、このような方からのご相談もぜひお受けしたいところです。

今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思います。

7 相談会の様子

